評価調査結果要約表

１．　案件の概要		
国名：タンザニア国		案件名： 村落給水事業実施・運営維持管理能力強化計画プロジェクト
分野：地方給水		援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：地球環境部水資源第二課		協力金額（評価時点総額見込み）：4.2 億円
協力期間	(R/D):　2007 年 9 月～ 2010 年 7 月	先方関係機関：タンザニア国水灌漑省 （英名）Ministry of Water and Irrigation (MoWI)
	(延長):	日本側協力機関:地球システム科学株式会社
	(F/U)：	他の関連協力： 開発調査：南部地域水供給計画調査（2000-2001） 首都圏周辺地域水供給計画調査（2004-2006） 無償：リンディ州・ムトワラ州水供給計画（2003-2005） 首都圏周辺地域給水計画（2007-2010）

１-１　協力の背景と概要

2005 年時点でタンザニア国（以下、「タ」国）における都市地域の給水率は 74%、村落地域は 53.5%となっており、村落部では 1,340 万人が給水を受けていない。本プロジェクトの対象となるのは、海岸に面したリンディ州、ムトワラ州、コースト州、ダル・エス・サラーム州の 4 州及びその州の所属する 22 県であるが、その内 7 割の県で村落地域の給水率が全国平均を下回っており、4 割の県で給水施設の稼働率が 50%を下回っている。また、2002 年に改定された国家水政策では、国民全員が清潔で安全な水に 400m 以内の範囲でアクセスできることを目標に掲げているが、乾季になると約 30%の家庭が飲料水を確保するために片道 1km 以上の距離を移動しなければならないとの報告がなされている。また、水汲み労働は女性や子供の仕事となっており、女性の健康状態悪化や子供の就学率低下にも影響していると見られる。

2006 年以降、「タ」国では、水セクターにおける SWAp 方針の具体的計画である WSDP（Water Sector Development Programme）の策定、コモンファンドの設立等、水セクターにおける援助協調が急速に進展している。これまで「タ」国では、水灌漑省が新規村落給水事業を実施し、水灌漑省の指導のもと、コミュニティが給水施設の運営維持管理を実施していたが、村落給水衛生プログラム（RWSSP）ではこれまで水灌漑省が担ってきた村落給水事業にかかる業務の権限を県に移譲する地方分権化政策を急速に進めている。このため、県職員の RWSSP を実施する能力及び給水施設の運営維持管理能力が強化されなければ、WSDP に基づいて給水率を向上させることが困難な状況にある。また、RWSSP では水灌漑省が村落給水に携わる県や州の職員の能力を強化するための研修を企画・調整すると規定しており、水灌漑省コミュニティ給水局にこれら研修を企画・調整する能力強化・訓練課を設置した。当時、県職員の能力を強化するための研修体制は存在せず、水資源職業訓練学校において、水テクニシャンを対象とした約 3 か月の研修が存在するのみであった。また、RWSSP では州も水灌漑省とともに、県を支援することになっているが、支援体制が明確に定められていなかった。

これらの状況を改善するため、「タ」国は県の給水施設維持管理能力とそれを支援する体制の強化を目的とした技術協力をわが国に要請した。本プロジェクトは、「タ」国水灌漑省の能力強化・訓練課をカウンターパート（C/P）機関として、2007 年 9 月より 3 年間の予定で実施されている。現在、4 名の専門家（総括/村落給水事業、副総括/水資源開発・管理/給水計画、村落給水施設計画/維持管理、住民組織/衛生啓発）を派遣し、能力強化・訓練課を中心とした県職員の給水施設維持管理の能力強化に加え、州職員や流域管理事務所職員が県職員を支援する能力の強化の体制構築を図っている。

１-２　協力内容

「タ」国水灌漑省コミュニティ給水局をカウンターパートとする本プロジェクトは、村落給水の実質的な実施者である県給水衛生班の能力強化を図るとともに、当該組織を支援する関連組織のキャパシティ・ディベロップメントを図るものである。

（１）　スーパーゴール

プロジェクトで実践された研修体制が水セクター開発プログラム（WSDP）の中で制度化され、実施されることによって、タンザニア本土（ザンジバルを除く大陸部）の村落給水・衛生サービスが向上する。

（２） 上位目標
対象県の村落給水・衛生サービスが向上する。

（３） プロジェクト目標
対象県の新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理体制が強化される。

（４） アウトプット
1) 水・灌漑省コミュニティ給水局による村落給水・衛生に関するキャパシティ・ディベロップメント計画の管理能力が強化される。
2) 村落給水・衛生事業の実施について、県給水・衛生班（DWST）の能力向上のための研修体制のモデルが構築される。
3) 村落給水・衛生事業の実施について、流域管理事務所（BWO）が県を支援する能力が強化される。
4) 村落給水・衛生事業の実施について、州給水・衛生班（RWST）が県を支援する能力が強化される。
5) プロジェクトを通して見直された地方給水・衛生事業（RWSS）の実施サイクル及び手続きが、対象県での地方給水・衛生サブプログラム（RWSSP）の実施に適用される。

（５） 投入（2010 年 2 月時点）
日本側：総投入額　3.7 億円
機材供与：計 約 13 百万円（192 百万タンザニア・シリング）
専門家派遣：4 名 70.83MM　ローカルコスト負担：計 105 百万円（1,570 百万タンザニア・シリング）
研修員受入：5 名
相手国側：
カウンターパート配置：7 名（プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネージャー含む）
土地・施設提供：日本人専門家執務室提供

２． 評価調査団の概要

調査者	（担当分野：	氏名	職位）
	1.団長／総括：	丸尾 祐二	JICA 地球環境部　国際協力専門員
	2.調査企画　：	早山恒成	JICA 地球環境部水資源第二課職員
	3.評価分析　：	古谷 典子	グローバル・リンク・マネージメント株式会社シニア研究員
	4.村落給水　：	地紙　広	株式会社 VSOC 第 2 事業部
調査期間	2010 年 2 月 12 日〜2010 年 3 月 7 日		評価種類：終了時評価

３． 評価結果の概要

３-１　実績の確認

【プロジェクト目標】

終了時評価調査時点で、以下の指標を根拠にプロジェクト目標は概ね達成されていると判断できる。すなわち、対象県の新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理体制が強化されつつある。

指標 1：RWSSP 実施において、「事業形成段階において、基礎調査（scoping survey）候補村落の選定手続きに Demand-Responsive Approach（DRA）を採用する」ことを実践する DWST（県給水・衛生班）は、対象 22 県中 9 県（40%）である。目標値である 18 県までには達していないが、その他の県においても、完全なる需要対応型アプローチではないにせよ、一部の要素を実践している。さらには、研修において DWST からの参加者の全員が DRA に則ったコミュニティ選択プロセスの重要性を理解し今後第二サイクルで再び各県が第二次の各 10 か村を選定する際に当該アプローチを採用する心づもりにしている。

指標 2：RWSSP 実施において、「TSP（技術系コンサルタント）及び FSP（ソフト系コンサルタント）から提出された進捗報告書、その他の成果品に対して、双方で合意された期間内に精査しコメントを返す」ことを実践する DWST（県給水・衛生班）は、モニタリングのための質問票調査の結果によると 20 県（18 県以上）あり、22 全対象県の 90.9%（80%以上）にあたり、目標値を超えた。

指標 3：RWSSP 実施において、「県の給水・衛生状況及び既存給水施設の維持管理状況に係る情報を毎年更新する」を実践する DWST はモニタリングのための質問票調査の結果によると 21 県（18 県以上）あり、22 全対象県の 95.4%（80%以上）にあたり、すでに目標値を超えている。
指標 4：RWSSP 実施において、「家庭及び学校を対象とする村落給水・衛生普及に係る戦略と活動計画が DWSP と年間計画に示される」を実践する DWST はモニタリングのための質問票調査の結果によると 19 県（18 県以上）あり、22 全対象県の 86.3%（80%以上）にあたり、目標値は達成されている。

【アウトプット】

アウトプット 1： 達成されたと判断できる。その理由は以下の通り；
（指標 1-1）地方給水・衛生事業の実施に係る県、州、流域の各レベルの人材育成戦略は、第一フェーズ（プロジェクト開始後 6 ヶ月以内）に PMO-RALG 他関係者との調整の下で策定されている。中間レビュー時点で報告がなされているとおりであるが、「DWST、RWST、BWO への給水・衛生事業の実施に係る人材育成戦略はプロジェクトの準備フェーズ中に作成され、プロジェクト・チームと JCC メンバーにより 2008 年 3 月に実施された第 2 回の JCC 会合で合意された。」
（指標 1-2）「TCB（訓練教育）ユニット（注参照）の年間活動計画が毎年策定され」ている。2009/2010 年度の TCB ユニットの年間活動計画は 2009 年 6 月に策定された。また、当該年間活動計画は、CWSD（コミュニティ給水局）の組織改編に伴い 9 月に修正されている。
（指標 1-3）「年間活動計画に添付された行動計画に基づき、カウンターパートにより活動が実施され」ている。また、第 5 フェーズでは、全ての研修コースにおいてカウンターパートの監理のもと研修が終了している。すなわち、行動計画に示された活動内容・時期・成果を概ね意識して、カウンターパートによりプロジェクト活動が実施された。

注：現在は、Capacity Building & Training (CBT) Sub section、能力開発訓練課として再編されている。

アウトプット 2：ほぼ達成されたと判断できる。その理由は以下の通り；
（指標 2-1）プロジェクト準備フェーズ期間内（プロジェクト開始後 9 ヶ月以内）に県給水・衛生班（DWST）研修計画は策定されている（中間レビューでも確認済）。2010 年 2 月時点で、研修第 5 フェーズが実施された。研修計画は、研修での経験をとおして必要な修正が加えられており、プロジェクトの終了時には研修パッケージとしてまもなくまとめられる段階となっている。
（指標 2-2）研修対象者の研修に対する満足度、技術・知識の修得状況、行動変容及び研修のインパクトを記録・分析するためのモニタリング計画は、第一研修フェーズ終了後 2008 年 2 月（プロジェクト開始後 9 ヶ月以内）に策定された。2008 年 9 月にはカウンターパート会合において詳細が合意された（中間レビューでも確認済）。また、モニタリングは第 3 回まで計画どおりに実施されている。これらモニタリング計画は必要に応じて見直し、修正を加えてきており、研修体制モデルの一部として統合されている。
（指標 2-3）研修モジュールガイドの改訂とその内容に沿った新しい教材類の準備が行われ、研修パッケージとしてほぼ完成に近付いている。具体的には、モジュールガイドは既に出来上がっており、研修パッケージ（研修教材まで含んだもの）については、終了時評価調査段階で最後の見直しをかけており、プロジェクト終了までには完成する予定であることが確認された。
研修計画の策定過程では、既存の研修モジュールを調査し、NAWAPO で取り上げられている主要課題に沿った改定を行った。改定された研修モジュールは 2008 年 5 月までに、ID&CB TWG（制度開発・能力強化課題別作業部会）や PCT（WSDP プログラム調整チーム）へ地方給水衛生プロジェクトのサイクルや手順に関する提案として示されている。
なお、本プロジェクトで提案している研修体制のモデルは、各県、各県給水衛生班の現状・能力に合わせてオーダーメイドの研修を自ら策定していくことができるというユーザーフレンドリー性の高い能力強化計画づくり方法を含んでおり、この点は、本プロジェクトが独自に付加価値を付けた点として特筆に値する。

アウトプット **3**：ほぼ達成されつつあり、終了時までに完全な達成が見込める。その理由は以下の通り；
（指標 3-1）「第 2 研修フェーズまでに水理地質予察図が流域管理事務所から全対象県に配布され」

た（第二年次に完了）。両対象 BWO の水理地質技師により作成され、22 対象県全県に配布された。（指標 3-2）「更新された水理地質データが流域管理事務所から全対象県に毎年配布され」る状態になりつつあると言える。水利地質予察図の更新について現在進行中であり、Ruvuma/Southern Coast 流域管理事務所（RSC-BWO）は更新済、Wami/Ruvu 流域管理事務所（WR-BWO）は更新のためのデータ収集中である。従って、終了までに更新完了されると関係者は考えている。

アウトプット 4：ほぼ達成されつつあるが、さらなる努力が継続されれば、終了時までに完全な達成が見込める。その理由は以下の通り；
（指標 4-1）対象州で RWSP が策定されつつある。対象 4 州において、現在、RWSP 作成へ向け県の情報の収集中である。RWST への RWSP 策定の研修は実施済であり、プロジェクトでは、作成促進に腐心していることから、2010 年 7 月までに、策定が完了する予定である。
（指標 4-2）「DWST から四半期モニタリング報告書を受領後、1 ヶ月以内に全対象州の RWST が内容を確認し、県へのフィードバックを行う」状態になりつつあると言える。プロジェクトでは、RWST が Local Government Agency（LGA）のファシリテーションやモニタリングにもっと積極的に関わっていくように促進努力してきており、その結果として、DWST 四半期報告書に関しては、2008/2009 年度において 13 県がコメントを受領した。このことから、関係者は終了までの完全な目標値達成を肯定的に予測している。

アウトプット 5：概ね達成されていると判断できる。その理由は以下の通り；
（指標 5-1）「全対象県において、村落から要請されたサブプロジェクトが RWST 及び BWO の指導・承認に基づき計画・設計される」状態になってきている。2008/2009 年度の WSDP 関連業務実施中にサブプロジェクトの計画・設計について RWST から指導を受けた県は 13 県、BWO から指導を受けた県は 12 県である。また、RWST から業務計画や設計に対して承認を受けた県は 22 県中 8 県である。まだ、すべての対象県ではないにせよ、おおよそ半分となっており、今後さらにこの数は増加すると予測される。
（指標 5-2）「地方給水・衛生事業のプロジェクトサイクルと手続きに関し、必要な改訂についての提案が準備され」た。第一年次に策定された、既存の地方給水・衛生事業のプロジェクトサイクル（RWSSP）とプロセスを見直した改定案については、WSDP の PCT（プログラム調整チーム）及びコミュニティ給水局に対して提案を行った。提案後もプロジェクト・チームによる提案内容の説明、および質疑に対する応答は現在も続けられている。PCT は、RUWASA-CAD による提案内容は WSDP の方針と整合しているため、今後の WSDP-PIM（Project Implementation Manual）の改定（2012 年を予定）に利用していく方針を決め、CWSD もそのプロセスに同意を示した。

３-２　評価結果の要約

（１）　妥当性

プロジェクトの妥当性は、高いと判断される。

第 2 次貧困削減戦略（2005～2010 年）やミレニアム開発目標（MDGs）、第 2 次国家水政策（NAWAPO2002）、これを実現するために、2007 年 2 月に開始した水セクター開発プログラム（WSDP）など「タ」国開発政策や戦略との合致、WSDP の下、政府は給水の運営管理サービスの責任を県レベルで強化していくことを開始したことから、県やこれを支援する組織のキャパシティ・ディベロップメントに関するニーズへの合致、地方給水分野がわが国の対「タ」国別援助計画における重点分野の一つであり、地方人材の育成を通じた給水計画の策定・実施管理能力の強化を図るとする日本の援助政策との整合性、さらには、日本のこれまでの「タ」国における援助経験や効果が活かされ日本による援助の比較優位性が存在している。

（２）　有効性

本プロジェクトの有効性は高い。

なぜなら、終了時評価時点において、プロジェクト目標は概ね達成されており、プロジェクトの残された期間に予定されている活動進捗に向けた努力が継続されるならば、終了時点までには完全に達成されると見込まれる。すべてのアウトプットはプロジェクト目標達成に寄与したが、特に、アウトプット 2（研修システムのモデル構築）やアウトプット 5（地方給水・衛生サブプログラムの実施への適用）などは、県レベルに対して直接的に効果が波及するものであるため、プロジェク

ト目標「対象県の新規村落給水事業実施・村落給水施設の運営維持管理体制が強化される。」の達成に大きく貢献している。また、県を支援する中央の水灌漑省本省を始め州や流域事務所の能力強化を図るアウトプット（アウトプット 1、3、4）も、アウトプット 2 や 5 のような県を中心として関連機関を協働させる作用のあるアウトプットの活動に呼応して効果が発現促進されたと思われる。

（３） 効率性

これまでの日本の援助の効果、資源（施設や知見のある人材登用）活用などによる相乗効果が促進要因となっていることは効率性を高めている。本プロジェクトの効果が対象とする 4 州のみならず、他の州への影響を及ぼすなど、広範な効果を発言しており、日本およびタンザニア両国による投入は、目標達成に向け期待されるアウトプットを産出するために概ね十分なものであった。プロジェクト目標を達成しつつあるという効果の発現状況は、分野の性質を勘案すると比較的限られた投入に対して高い水準に達していると判断されることから、効率性は高いと言える。但し、キャパシティ・ディベロップメントはコミュニティ給水現場の実際のインパクト指標上昇の基礎となるものであり、その効果の意義はプロジェクト終了後数年を経てインパクト指標において改善が見られた際に初めて正確な投入と効果（アウトカム）との比較がなされうるものであり、改めて効率性を判断することが求められる。

（４） インパクト

インパクトは、上位目標達成には 3～5 年以上かかる可能性も見込まれるものの、県レベルでは DWST 側の変化（意識や業務行動）が表れてきていることから、大きくなる可能性がある。また、横への広がりとしてスーパーゴールの段階で全国的展開を目指していることに関して、全国に波及する制度の改革が本プロジェクトの反映をもって進めるに到っているという影響力の点から大きくなることが予測される。プロジェクトの内容を知るにいたった他州・他県からは、問い合わせもきており、さらには、当初意図しなかったインパクトとして、コミュニティ給水局が本プロジェクトと同様の研修を他州でも実施するための研修計画の策定に取り組んでいることから、これが実行に移されれば波及効果は大きく、高いインパクトを生み出すこととなる。負のインパクトは観察されなかった。

（５） 自立発展性

以下に示す理由から、総合的には一定の条件を満たすならば自立発展性は確保できると判断できる。

まず、村落給水は国としても力を入れている分野であり、この政府の方針に変化はない。そのための地方自治体を中心とした人材の育成、能力強化には引き続き政策的なサポートが得られると判断され、最近組織改編した当該組織の安定度は高く、組織的な観点からの自立発展性は高い。

一方、財政的な自立発展性は一部確保されているものの終了時評価調査時点で高いと判断するには一定の条件、具体的には WSDP 予算が活用されるという条件が必要である。現在、各地方自治体が、WSDP のもと、RWSSP を実施するための研修計画を策定している最中である。それぞれの必要に応じて各自治体によって様々な内容が策定されることになるが、本プロジェクトの研修パッケージを採用し研修に含めていく自治体も現れることになる。その場合、本プロジェクトで得られた成果である研修パッケージを継続的に実施する予算が WSDP 予算の中から配置されるという構図になっていく。

さらに、技術的な自立発展性については、研修内容の受け入れ度が高く、県を中心とした人材の定着度も高いことや研修受講者がカスケード方式で研修効果を波及させているという状況から判断すると技術的な自立発展性は一定程度確保されている。残された課題は、これが継続し拡大されるように、国全体の制度が後押しすることでさらに技術的な観点からの自立発展性が高まる。

研修受講者の研修への満足度は高く、知識やスキルを習得している。研修内容の受け入れ度合いが高い証拠として、習得したことを基にした個人レベル、組織レベルでの行動変容が表れてきており、例えば、以下のような個人レベルおよび組織レベルの行動変容が起こってきている。

<u>個人レベルでの行動変容</u>

- プロジェクトマネジメント：研修で習ったモニタリングのためのチェックリストの実際業務への活用、新規プロジェクト促進に際して PCM 手法の採用、
- 衛生啓発：コミュニティレベルでの水衛生委員会の形成や学校保健活動への積極的参加、

組織レベルの行動変容

- モニタリング対象全 LGA において需要対応型アプローチ（DRA)を県給水衛生班は推進してきていること、
- 技術系及びファシリテーション系コンサルタントからの報告書への確認・コメント対応に全県給水衛生班メンバーが参画していること、

3-3　効果発現に貢献した要因

（1）　計画内容に関すること

・　地方自治体（県）レベルにおける意欲の高さ

本プロジェクトは対象県における村落給水事業実施能力および運営維持管理能力の強化を目指すものであり、県給水衛生班および関連組織の能力強化を実施した。その実施過程は RWSSP の実施工程と対応して能力強化を実施する計画となっており、単に研修等により知識を習得するだけではなく、実践の経験に基づいた能力強化を行う仕組みであった。特に県給水衛生班は、本プロジェクトで習得した知識をすぐに実践する機会に恵まれたため、その効果を体感でき、本プロジェクトに高い意欲を持って参加し、より効果の発現に寄与することとなった。

（2）　実施プロセスに関すること

・　水灌漑省政策アドバイザー配置とプロジェクトの協働

本プロジェクトのメンバーは WSDP の各種会合へ参加し、各開発パートナーとの情報共有に加え、本プロジェクトの成果の発信や広報、提案等を継続的に実施した。これにより、本プロジェクトの実施内容に WSDP での決定事項や議論されている事項を反映することに加え、逆に WSDP に本プロジェクトの成果を反映することが可能となったため､WSDP 本体との相乗効果を得ることが可能となった。

3-4　問題点及び問題を惹起した要因

（1）　計画内容に関すること

特になし。

（2）　実施プロセスに関すること

・　国全体のプログラム（RWSSP）実施の遅れ

本プロジェクトでは、身につけた知識や能力を RWSSP で実践することにより、より有効な能力強化を行うことを計画していた。しかし、RWSSP の実施が遅延しており、本プロジェクトで強化した能力を本プロジェクト期間中には実践できない見込みとなっている。そのため、当初計画よりも実践面での能力強化度合いが限定されることが予測される。

3-5　結論

終了時評価調査時において、Demand-Responsive Approach（DRA）を実践する DWST が対象 22 県中 9 県（40%）であり、残りの DWST も、DRA の一部の要素を実践している。さらには、今後第ニサイクルで DRA を採用する心づもりにしていること（指標 1)、RWSSP 実施において、「TSP（技術系コンサルタント）及び FSP（ソフト系コンサルタント）から提出された進捗報告書、その他の成果品に対して、双方で合意された期間内に精査しコメントを返している DWST が 20 県（90.9%）に上ること（指標 2)、県の給水・衛生状況及び既存給水施設の維持管理状況に係る情報を毎年更新している DWST が 21 県（95.4%）に達していること（指標 3)、家庭及び学校を対象とする村落給水・衛生普及に係る戦略と活動計画が DWSP と年間計画に示されるように実践する DWST が 19 県（86.3%）に達していること（指標 4)、加えて、個人レベル、組織レベルでキャパシティ・ディベロップメントが起こりつつあることが認められた。このような事実から、プロジェクト目標は、達成されつつあり、終了時までに完全に達成できる状況にあると判断できる。

評価 5 項目の観点からは、妥当性は高く、相手国政策・戦略へのアラインは重要な一方、それらが外部条件に組み込まれた場合、目標への到達に影響が出る可能性があるという観点から今後の戦略（プロジェクトのロジック）設定に検討の余地が残されたものの、プロジェクト目標達成度の観点からは有効性も高い。このように成果発現の大きさと比較的制限された投入とを比較した観点からは効率性は高い

と言える。インパクトに関しては、上位目標達成には 3〜5 年以上かかる可能性も見込まれるものの着実にその方向性に向けた効果が出つつあることに加え、対象 4 州以外の地域からも問い合わせが出始めていること、地方給水局が本プロジェクトと同様の研修を他州でも実施するための研修計画の策定に取り組む動きもあることから、これが実行に移されれば波及効果は大きく、高いインパクトを生み出す見込みがある。自立発展性に関しては、一定の条件を満たすならば確保できると判断できる。なぜなら、まず、国として力を入れている村落給水分野にあって、コミュニティ給水局の組織としての安定度が高いこと、研修の継続とその拡大のために WSDP 予算が活用されるという条件が整えば財政的観点からの自立発展性が確保され、さらに、技術的自立発展性については、研修内容の受け入れ度合いが高く、人材の定着度が特に県レベルで高いことが確認されており、これを支える中央での技術移転を受けた人材の戦略的活用がなされれば技術的観点からの自立発展性も高まる。

以上から、プロジェクト終了までにプロジェクト目標は達成されると見込まれ、妥当性、有効性、効率性も高く、インパクトの拡大も見込まれることからプロジェクトは適切に運営されたと判断できる。今後の自立発展性の面では、WSDP の予算を活用して研修を実施していくことが必要であるところ、残りのプロジェクト期間で予算の申請に関する情報提供や支援を実施していくことが望まれる。

3-6　提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

【今後プロジェクト終了までに行うこと】

1) 能力強化された人材の活用：　水灌漑省は本邦研修を受けたカウンターパートが、キャパシティ・ディベロップメント管理強化の戦略的見地から、最も研修効果を活用できるよう人材活用を図ること。
2) 財政的自立発展性確保：　水灌漑省は、WSDP の予算を用いて研修の継続性および拡大を確保していくこと。その他に可能性のある予算（地方自治庁の人材育成に充当できる予算など）を効果的に県が活用できるよう、セミナー開催、個別コンサルテーション供与などを通して情報整理・提供や予算申請などにおける支援を行う。
3) 全国展開に向けた準備：　水灌漑省は、本プロジェクトで得られた成果を広く波及させるため、すなわち、本プロジェクトで得られたシステムモデルが「タ」国全体で一般化される水灌漑省モデルとして認知されるために必要な活動を行う。例えば、本プロジェクト最終段階で予定されている成果発表セミナーを通じて研修システムモデルを各方面に周知すること。

【プロジェクト終了後に向けて引き続き行うこと】

1) 人材の戦略的配置・育成：　水灌漑省は、全国展開にむけて能力開発訓練課の業務がさらに増大すると予測されることから、当該課の人員の戦略的な配置、またさらなる育成を展開する。
2) 全国展開のための検証：　水灌漑省は、本プロジェクトの成果である研修システムモデルの全国展開を確実にするために、他州での汎用性について検証し、以下に例示するような点を実施する。
   - PIM の次期改定の際に上述の水灌漑省モデルを PIM に反映させる。
   - 多様なニーズに対応するために、教材を多様化し、各教材の質向上に向けたさらなる精緻化、教材のユーザーフレンドリー性向上（視覚化など）を図る。
   - 各県共通の研修プログラムは、取りまとめるなど効率的実施を図る。
   - 研修講師の質を確保・向上するための中長期的戦略を検討する。
3) 関係機関との連携強化：　水灌漑省は、関係各省庁や機関との連携をさらに強化し、予算の有効活用のみならず、給水衛生セクターの進捗を正確に測るための指標に使用する用語定義の共通化（例：Improved Sanitation）を図ること。

3-7　教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

1) 政策アドバイザーとプロジェクトの協働：　カウンターパート機関への政策アドバイザー的機能とプロジェクト活動の協働が効果創出の貢献要因となる。本プロジェクトでは、セクターにおけるドナー会合への参加を通じて、同セクターを支援するドナー間での情報共有・意見交換や本プロジェクト成果の紹介を積極的にできたことなどから、プロジェクト活動の円滑な実施と効果の創出が促進された。
2) 中央と地方自治体への同時介入：　中央の能力強化のみで下位の行政機能の強化が必ずしもな

されるとは限らない。中央への介入と県への直接的介入の双方が重要だということが本プロジェクトの活動を通じて確認された。

3) 政策・プログラムと外部条件（和文報告書のみ掲載）： PDM の中で示される「RWSSP が計画どおり進捗する」という外部条件が満たされなかったにもかかわらず、プロジェクト目標レベルの効果が創出されている。WSDP にアラインしていくことは政策上重要である一方、今後、WSDP 進捗遅延がプロジェクト自体の進捗に影響が出るような事態を回避するためには計画立案時での何らかの配慮が必要であると思われる。

３-８　フォローアップ状況

特になし。